

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.155 2016. 7. 18
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

間違った注意指導！！

これが過去から引き継がれるやり方か？！

7月11日、8時27分頃、大阪仕業検査車両所である社員が歯を磨いていると、突然管理者が現れ、注意指導してきました。

この社員の休憩時間は8時30分まであります。

にもかかわらず、管理者は「歯を磨いたらダメじゃないですか」と注意指導してきました。

この社員は「休憩時間内ではないんですか」と指摘しました。

管理者は「すみません」と謝っていきました。

なぜ、このことが問題になるのか！？

それは今回が初めてではないからです！！

「分会情報No.116」にも詳しく書かれていますが、2015年2月5日にも「歯磨きをしていた」と注意指導を管理者3名も連れだって現認にくるといった事象がありました。

今回も前回も東海労組合員であります。

管理者は「東海労組合員には、こんな事象で注意指導し、現認していこう」と意志一致が図られているのでしょうか！！

誰か他に（他労組組合員が）注意指導されたことはあったのでしょうか？？

そもそも、手洗い、うがい、洗顔、歯磨き、など健康衛生上そんなに問題になることなのでしょうか！！

今回、管理者は休憩時間を確認せず、注意指導したことを社員に指摘され、謝って終わりました。

しかし、これが逆の立場ならどうでしょうか？

間違いなく、時系列等報告書を書かされていたでしょう！！

そしてボーナスカット事由の非違行為とされていたでしょう！！

管理者は今回の事象は報告しているのでしょうか？

自分たちの非違行為が報告されていないなんてありませんよね！！